

## 《BtoB プラットフォーム契約書 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム契約書サービス（以下「本契約書サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性格に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本契約書サービスを利用するものとします。

### 第1条（電子証明書の効果及び確約事項）

乙は、本契約書サービスのIDを使用して発行された電子証明書が、契約名義人又は社内文書（但し、社内文書への利用は、乙が本契約書サービスの有料サービス（以下「本契約書有料サービス」といいます。）を利用するときに限ります。）の署名者（以下「署名者」といいます。）の電子署名の正当性を証明することが、本契約書サービスの運用の前提であることを充分認識の上、以下の事項を確約するものとします。

- (1) 本契約書サービスにおいて発行される電子証明書の正当性に疑義を生ぜしめるような電子署名が行われないよう、甲から付与されたID・PWに関して厳に管理し、その管理及び使用についての責任を負い、ID又はPWの適切でない使用が為された場合を含め、乙のIDを使用して本契約書サービスにおいて発行された電子証明書が乙又は署名者による電子署名を証明することにつき異議を唱えないこと。
- (2) 乙と取引を行う他のサービス利用者（以下「他サービス利用者」といいます。）又は署名者が甲から付与されるID・PWを使用して本契約書サービスにおいて行う電子署名が、当該他サービス利用者の正当な契約名義人又は署名者による適切な電子署名となることを乙自らの責任と負担において確認し、当該契約名義人又は署名者の正当性又は当該電子署名の適切性につき疑義が生じた場合、自らの責任と負担においてこれを解決すること。

### 第2条（データの保存）

1. 甲は、乙が本契約書サービスを利用して作成した契約書（以下「契約書」といいます。）のデータ（以下「契約書データ」といいます。）を、当該契約書の締結日から起算して12年経過後に削除できるものとします。但し、それ以前に本契約書サービスの利用契約が解約又は解除された場合、及び甲が本契約書サービスの提供を終了した場合、甲は、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本契約書サービスの提供終了時以降、乙の契約書データを削除できるものとします。なお、契約書の添付データについては、甲は保存する義務を負わないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、乙が本契約書有料サービスを利用する場合、乙が本契約書有料サービスを利用して作成した契約書及び社内文書のデータ（以下、社内文書のデータを「社内文書データ」といいます。）並びにそれらの添付データについて、甲は、乙が本契約書有料サービスの利用契約を継続する限り保存するものとします。但し、本契約書

サービスの利用契約が解約又は解除された場合、及び甲が本契約書サービスの提供を終了した場合、甲は、当該解約又は解除の効力発生時、又は本契約書サービスの提供終了時以降、乙の契約書データ及び社内文書データ並びにそれらの添付データを削除できるものとします。

3. 乙が本契約書有料サービスの利用契約を解約した場合において本契約書サービスの利用契約を継続するときは、甲は、乙が本契約書有料サービスを利用して作成した契約書の契約書データを、当該契約書の締結日から起算して12年経過後（但し、本契約書有料サービスの利用契約の解約等の時点で締結日から12年を経過している場合は、当該解約日から起算して1年経過後）に削除できるものとします。但し、契約書の添付データについては、甲は、本契約書有料サービスの利用契約の解約等の日から起算して1年経過後に削除できるものとし、社内文書データ及びその添付データについては、本契約書有料サービスの利用契約の解約等の時点以降、甲は保存する義務を負わないものとします。

### 第3条（バックアップ）

乙は、契約書データ及び社内文書データ並びにそれらの添付データのバックアップを自らの責任と負担において行うものとします。前条の理由による削除、又は天災、停電、テロ等の不可抗力により、契約書データ又は添付データが滅失又は毀損し、それにより乙が損害を被ったとしても、甲は一切責任を負わないものとします。

### 第4条（権限等の不保証）

乙は、本契約書サービスを利用して、他サービス利用者との合意事項を証跡として本契約書サービス上に保存する場合、又は乙の社内文書の合意事項を証跡として保存する場合、当該他サービス利用者又は署名者が当該合意を為すための正当な権限を有していることを、事前に自らの責任と負担において確認するものとします。甲は、他サービス利用者又は署名者が当該権限を有していることを保証するものではないことを、乙は承諾するものとします。

### 第5条（追加料金）

乙は、本契約書サービスのPDF・添付ストレージ機能を利用している場合において、利用データ量が甲の指定容量を超過したときは、甲所定の追加料金を超過月の翌月に、甲所定の方法で甲に支払うものとします。

### 第6条（本契約書有料サービスの解約）

乙が本契約書有料サービスを利用している場合、甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本契約書有料サービスの利用契約を解約できるものとします。